

社会福祉法人 福寿会役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人福寿会の役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第二条 報酬は、法人と委託関係にある役員及び評議員に職務執行の対価として支払われるものである。

(役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第三条 役員及び評議員の報酬等の額は職務執行の対価として、別表1より1日分の報酬を支払うことができる。なお同一日に開催された会議への出席や施設業務を行った場合であっても重複しての支払いは行わない。

(出張旅費)

第四条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は出張終了後精算する。

(役員及び評議員の報酬総額)

第五条 理事及び監事に対して各年度の報酬総額は、別表3により定めた額を超えない範囲で、この規程が定める報酬等の支給の基準に従い算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 評議員に対して各年度の報酬総額は、定款第八条に定めた額を超えない範囲で、この規程が定める報酬等の支給の基準に従い算定した額を報酬として支給することができる。

(適用除外)

第六条 施設の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。（常勤理事）

(公表)

第七条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第八条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則 この規程は、平成29年6月1日より適用する。（平成29年6月19日承認）

付則 この規程は、平成30年6月1日より適用する。（平成30年6月6日承認）

付則 この規程は、令和2年6月1日より適用する。（令和2年6月4日承認）

付則 この規程は、令和3年6月24日より施行する。（令和3年6月3日承認）

別表1 第三条関係（役員及び評議員の報酬等の算定方法）

(1) 評議員

名称	報酬（日額）
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 理事

名称	報酬（日額）
理事会への出席	13,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	13,000 円

(3) 監事

名称	報酬（日額）
監事監査等（理事会・評議員会）への出席	13,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	13,000 円

※理事長及び常務理事としての特別な報酬は支給しない。

別表2 第四条関係（出張旅費）

名称	報酬（日額）	旅費
評議員 報酬及び旅費	10,000 円	福寿会旅費規程施設長区分
理事・監事 報酬及び旅費	13,000 円	福寿会旅費規程施設長区分

別表3 第五条関係（役員及び評議員の報酬総額） ・ 第六条関係（適用除外）

名称	報酬（年度総額）	備考
非常勤役員の年間総支給額	800,000 円	理事5名・監事2名
施設職員兼務理事の年間総支給額	16,000,000 円	第六条対象職員理事・2名
評議員の年間総支給額	480,000 円	定款第八条・8名

※職員理事の報酬は給与規程の定めによる。